

住宅改修って何ができるの？手続きはどうすればいいの？

介護が必要な人が、住みなれた家で自立した生活を送るためのサポートの一つとして、介護保険では、申請して認められると「住宅改修費」が支給されます。住宅改修費の支給は、現在の住まいについて原則一人1回です。ケアマネジャーなど専門家や家族と慎重に検討して、有効に利用しましょう。

あなたのお住まいはいかがですか？

- ・何かにつかまらないうと、歩いて移動ができない
- ・少しの段差につまづいて転倒したことがある。
- ・滑りやすい床や通路がある。
- ・開けにくい扉がある。
- ・トイレが和式である。など

このような場合には、介護保険の住宅改修を検討しましょう！

【支給対象となる人は？】

★要介護認定で要支援1・2と認定された人 ★要介護認定で要介護1～5と認定された人

【どのくらいの費用が支給される？】

要介護状態の区分に関わらず住宅改修に要した費用の「9割」が介護保険から支給され、残りの「1割」が自己負担となります。**支給限度額は20万円(給付額18万円)です。**ただし、改修費用はいったん全額自己負担となり後から給付分が支給されますので(償還払い)、ご注意ください。

【対象となる工事は？】



① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助の為に手すりを取付ける工事です。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床のかさ上げする工事です。

* 掃き出し窓に設置するスロープも対象になります。

③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更

居室を畳敷きからフローリングやビニール系床材に変更、浴室の床材を滑りにくいものに変更、通路面を滑りにくい舗装材に変更するなどの工事です。

* 滑り防止を目的に床材の表面を加工したり、階段にカーペットを張り付ける場合も対象になります。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどへと扉全体を取り替える工事です。

* 門扉の変更も対象になります。 * 重い扉を軽くする改修も対象になります。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器(暖房便座、洗浄機能つきを含む)に取り替える工事です。

* すでに洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能付きの便座に取り替える工事は対象外です。

* 据え置き型の腰掛便座は対象外で「福祉用具購入費の支給」を利用します。 * 非水洗和式便器を水洗洋式便器や簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化や簡易水洗化の部分は対象外です。

⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要な工事

* 手すりの取り付けのための壁の下地補強など。 * 浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)にともなう給排水設備工事など。

* 床材変更のための下地の補修や根太の補強、または通路面の材料変更のための路盤整備など。 * 扉の取り替えにともなう壁または柱の改修工事など。 * 便器の取り替えにともなう給排水設備工事(水洗化や簡易水洗化工事を除く)、床材の変更など。

【お役立ち情報】

- ・1回の改修で20万円を使い切らずに、数回にわけても使えます！
- ・同居している家族内にサービスを受けられる対象者が複数いる場合は、それぞれ支給申請を行う事ができます。
- ・転居したり、要介護度が3段階以上上がった場合は、改めて上限20万円まで利用できます。

(例：ご夫婦2人で要介護認定を受けていれば、最大40万円が支給対象に)

【手続きの流れ】

相談・検討

・水戸市の窓口やケアマネジャーに相談します。

申請

・工事を始める前に、水戸市の窓口で、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

・工事を着工します。
・改修後、写真を撮影します。(日付入り)
・改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。

払い戻し (完了工事)の手続き

・工事が完了したら、水戸市の窓口で写真や領収証等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

・工事が介護保険の対象であると認められた場合20万円を限度に工事代金の9割(18万円まで)が支給されます。

※個々のケースなど詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。